

丹波篠山市指名競争入札の業者選定基準

(目的)

第1条 この基準は、市が発注する建設工事、業務委託及び製造の請負、物品の買入れ等(以下、「工事等」という。)の指名競争入札における指名業者の選定に関して、必要な事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(指名方法)

第3条 工事等の指名業者は、次に掲げる事項を考慮して選定するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 工事等の成績又は納入実績
- (4) 技術的適正
- (5) 技術者及び機械器具の保有状況
- (6) 手持ち工事等の量
- (7) 契約状況
- (8) 指名回数
- (9) 取引希望業種
- (10) 市内業者、市外業者の別
- (11) その他、特殊な事情による

2 前項の規定は、別表に掲げる工事の種類・金額に応ずる等級区分(以下、「格付け基準」という。)に格付けされた有資格者の選定にも準用する。

3 地域経済の活性化を図るため、委託業務(1件の予定価格が500万円未満に限る)、又は物品の買入れ等にあつては、原則として市の一般競争入札参加資格者名簿に登録されている市内業者及び準市内業者のうちから選定するものとする。

(指名方法の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する建設工事については、前条の格付け基準にかかわらず、必要な有資格者を選定することができる。

- (1) 建設工事の性質上、緊急又は短期間に完成させる必要がある工事
- (2) 特別な技術を必要とする工事
- (3) 特別な機械器具の使用を必要とする工事
- (4) 既に国、県及び市の発注に係る工事の施工中であつて、当該工事の全部又は一部が出合丁場となる時
- (5) 格付け基準された有資格者の中から、必要数の業者選定が困難であるとき
- (6) 全各号に掲げたもののほか、特別な理由があるとき

2 競争入札において落札者がいなかったとき、または入札参加者がいなかったとき、改めて指名競争入札を行うときは、前条の格付け基準の1級上位又は下位の有資格者を選定することができる。

(指名業者の数)

第5条 工事等の指名競争入札における指名業者の数は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。但し、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 土木・建築工事の入札

設計金額	500万円未満のもの	3 業者以上
	500万円以上3千万円未満のもの	5 業者以上
	3千万円以上1億円未満のもの	8 業者以上
	1億円以上のもの	10 業者以上

(2) 土木・建築以外の入札にあつては、設計金額に関係なく3業者以上とする。但し、指名可能な業者数が3業者に満たない場合は、この限りでない。

(指名停止)

第6条 入札参加者の指名停止について必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は丹波篠山市入札参加者審査会に諮って委員長が定める。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1. 土木工事の金額に応じる等級区分 (単位:千円)

格付	範囲
A	15,000 以上
B	5,000 以上、30,000 未満
C	10,000 未満

2. 建築工事の金額に応じる等級区分 (単位:千円)

格付	範囲
A	10,000 以上
B	25,000 未満

3. 舗装工事の金額に応じる等級区分 (単位:千円)

格付	範囲
A	2,500 以上
B	10,000 未満